

消防の動き

331号

平成10年9月

昭和23年3月7日に、消防組織法が施行され、市町村消防の原則に基づく今日の消防制度が確立して以来、この平成10年3月に50周年を迎えました。

これを記念して、「自治体消防制度50周年記念式典」や「国際消防防災展'98 in 東京」をはじめ、さまざまな記念事業が行われました。

いずれも、全国の消防防災関係者、自治体関係者、一般の方々などに、消防がこれまでたどってきた半世紀の歴史を振りかえるとともに、来るべき21世紀に向けた消防のあり方について、理解を深めていただたくまたとない機会になりました。

是非とも、折角のこの節目の50周年における消防と国民との結びつきを、これからも、より一層強固なものにしたいものです。

ところで、英国における消防制度は、1947年消防法に基づいて、1948年にほぼ現在の体制に整備されました。偶然にも、わが国の消防制度と同じように、英国も50周年になるわけです。

英国の消防業務は、平時における危険性が高い職業として国民から高い評価を受けているようです。そのことはマスコミなどでの扱いにうかがえます。

たとえば、消防を扱ったテレビドラマは、刑事ドラマと並んで人気番組の一つとなっている

全国消防広報コンクール

消防庁総務課長 大野 慎一

など、常に国民の注目をあびているということです。

それにひきかえ、わが国ではどうでしょうか。未だしの感があります。

さて、消防防災について、常日頃から国民に関心を持っていただ

くための工夫として、消防に関わるさまざまな記念日があります。

9月1日の防災の日、9月9日の救急の日、11月9日の119番の日などです。

このような記念日にちなんで、国民の理解を深め、意識の高揚を図ることをねらいとして、全国の消防本部や消防団が広報紙、広報写真、広報ポスター、広報カレンダーなどさまざまな広報媒体を使って広報を行っています。

英国のように、頻繁にマスメディアに取り上げてもらえないなら、自ら広報しようというわけです。

そこで、消防庁としては、消防防災行政を推進するうえで重要な役割を果たしているこのような消防広報の技術の向上に資するため、広報技術が全国的に見て優秀なものを選ぶ全国消防広報コンクールを行うことを考えています。

このコンクールにより、消防広報の技術の向上が図られ、国民の生命、身体、財産を守るといふ消防の使命をもっと国民の方々を知っていただくよすがとなれば、と祈るような気持ちです。

も く じ

○巻頭言.....	総務課長	1
○平成11年度消防行政重点施策及び消防庁予算概算要求の概要について.....	総務課	2
○平成9年中の石油コンビナート等特別防災区域内特定事業所における事故の概要について.....	特殊災害室	8
○林野火災における消火・広域応援体制に関する調査検討報告書について.....	防災課	15
○北から南から 俳句の町 花と緑の臨空都市「須賀川」 須賀川地方広域消防本部 消防長.....	小針 久弥	19

平成11年度消防行政重点施策及び消防庁予算概算要求の概要について

総務課

はじめに

平成7年1月、戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災が発生し、その後も、同年3月地下鉄サリン事件、4月新潟県北部を震源とする地震、12月動力炉・核燃料開発事業団（動燃）の高速増殖原型炉「もんじゅ」の火災事故、8年2月北海道古平町豊浜トンネル崩落事故、同年12月蒲原沢土石流災害、9年1月ナホトカ号及び同年7月ダイヤモンドグレース号の海難事故による大規模な油流出事故、同年3月及び5月鹿児島県薩摩地方を震源とする地震、同年3月動燃東海再処理施設アスファルト固化処理施設火災爆発事故、同年7月鹿児島県出水市土石流災害など著しい被害や社会的に大きな影響を及ぼす災害・事故が続発しています。

このため、防災に対する国民の関心はかつてない程の高まりを見せ、災害に強い安全なまちづくりを推進し、総合的な災害対応力を強化することが強く求められています。

本年に入っても、4月からの岩手山の火山活動及び9月の岩手県における震度6弱の地震、8月の新潟県及び同月末の福島県・栃木県など各地における大雨による災害、同月の長野県における群発地震などが起きており、災害や事故に対する不断の備えの重要性は、決して薄れるものではありません。

また、平成9年度は、自治体消防が発足して50周年を迎えた年であり、多くの関係者の協力を得て、「自治体消防50年全国縦断シンポジウム」や「自治体消防制度50周年記念式典」の行事などが多彩に行われました。平成10年6月にも「国際消防防災展 '98 in 東京」が東京ビッグサイト・国際展示場（有明）で開催されました。こうした意味で、平成10年度は、自治体消防に

とり新たな半世紀がスタートした年であり、社会経済情勢の変化や技術革新等の社会的要請に対応した消防防災行政の新たな展開を図っていくことが重要です。

こうした要請に応えるためには、消防防災行政において第一次的な役割を担っている地方公共団体が、安全で安心な地域社会づくりに向け、その使命を十分に果たしていくことができるよう、今後とも各般の施策を強力に展開して消防防災行政の推進及びその体制の充実強化を図っていく必要があります。

このため、平成11年度の消防行政重点施策においては、①総合的な防災対策の推進、②高度防災情報通信体制の整備促進、③消防力の充実強化と教育訓練の充実等、④消防団の充実強化、⑤救急・救助業務の充実強化、⑥総合的な防火安全対策の推進、⑦危険物施設等の安全の確保及び特殊災害対策の充実強化、⑧技術革新等に対応した規制緩和の推進、⑨消防防災技術の高度化・国際協力の推進の9項目を柱として、消防防災行政を推進します。

さらに、平成11年度の消防庁予算概算要求においては、概算要求基準を踏まえ、効果的・効率的に要求枠を活用し、上記の重点施策等を推進するため、所要の経費を要求します。

平成11年度消防行政重点施策

【総合的な防災対策の推進】

地域の防災機能を高めるため、公園・緑地・道路・街路等の整備、公共施設・上水道をはじめとするライフライン等の耐震性の強化、防災拠点の整備、耐震性貯水槽の整備等を進め、阪神・淡路大震災等の教訓を生かした災害に強い地域づくりを推進する。

大規模地震時において、自主防災組織等が利

用することができる消火用水の種類等を把握し、その活用方策及びそれを踏まえた施設設備の整備のあり方について検討を行うとともに、避難者用物資の確保及び提供のあり方について広域的な観点も含めた検討を行う。

また、平常時から、住民の防災意識の高揚を図るとともに、自主防災組織や災害時のボランティアの活動環境の整備を推進し、災害時に重要な役割を担う自主的な防災活動の活性化を促進する。

防火・防災に関する自助意識の高まり等を踏まえ、行政が住民に防火・防災に関する情報を積極的に公開・提供することにより、住民の自主的な取組の促進を図る。

さらに、防災対策の総合的な充実強化を図るため、都道府県、市町村を通じた地域防災計画の抜本的な見直しの促進及び地方公共団体の防災体制の強化を図る。

広域防災拠点の整備、広域防災訓練の実施等ハード・ソフト両面にわたる広域的な防災応援体制の強化を推進するとともに、大規模災害等発生時において、緊急消防援助隊による消防広域応援の円滑な実施を確保するための体制を充実、強化する。

加えて、ヘリコプターの計画的な配備を積極的に推進し、その広域的活用を図るとともに、消防大学校における訓練施設の整備の推進等航空隊員等の教育訓練の充実強化を図る。

【高度防災情報通信体制の整備促進】

近年の情報化の進展を踏まえ、地域での情報基盤の強化を図りつつ、大規模災害に適切に対応するため、今後も災害に強い防災情報通信ネットワークの整備・充実を図るほか、消防・救急無線のデジタル化の検討を行うなど、新たな防災情報処理技術等の活用を図る。

また、広域災害に迅速かつ適切に対応するための国と地方公共団体との間の情報の共有化を図るなど、高度防災情報通信体制の整備を一層推進する。

【消防力の充実強化と教育訓練の充実等】

複雑多様化する各種災害に適切に対処し、住民生活の安全の確保を図るため、消防施設の充実強化を重点的に推進するとともに、消防の広域再編を積極的に進める。

さらに、実践的な教育訓練や将来の大量退職期に対応し得る教育訓練について、関係機関相互の連携を中心とした充実方策を検討するなど、消防大学校等における消防職団員の教育訓練の充実を図る。

また、消防職員の高齢化の進展に対応した施策を検討するとともに、消防職員委員会の適切な運営がなされるよう指導・助言を行う。

【消防団の充実強化】

消防団のあり方として地域防災のリーダーとしての役割が一層期待される中で、消防団と地域の自主防災組織、企業の自衛防災組織等との具体的な連携の方策を検討する。

また、施設・装備の充実強化をはじめ、処遇の改善、青年層・女性層の加入促進、地域交流活動の活発化など消防団の充実強化を積極的に推進するほか、消防団員の公務災害の防止のための施策を推進する。

【救急・救助業務の充実強化】

救急業務実施体制を充実強化するため、救急救命士の養成等救急隊員に対する教育訓練を推進するとともに、再教育の在り方について検討するなど、救急救命士制度を充実強化し、救急業務の高度化の推進を図る。

また、ヘリコプターによる救急業務が法令上位置付けられたことを踏まえ、その実施体制を整備し、積極的な推進を図るとともに、高規格救急車をはじめとする高度救急処置用資機材の整備を推進するほか、傷病者の救命効果の向上を図るため、救急隊が到着するまでに住民により適切な応急手当が実施されるよう応急手当の普及啓発を推進する。

さらに、災害の複雑多様化に的確に対応するため、救助に関する教育訓練体制の充実や資機材の計画的な整備等、救助業務実施体制の充実強化を図る。

【総合的な防火安全対策の推進】

高齢者などの住宅火災による死者を大幅に低減させるため、関係機関や民間との幅広い連携の下に住宅防火対策を強力に推進する。

また、「放火火災予防マニュアル」に基づき、年々増加傾向にある放火火災の大幅な減少を図る。

さらに、火災原因調査体制の充実強化を図るとともに、高度な技術を用いた消防防災システムの整備、防火管理体制の充実等により、建築物の大規模化、多様化等に対応した総合的な防火安全対策を推進する。

【危険物施設等の安全の確保及び特殊災害対策の充実強化】

危険物施設等における事故件数が近年増加傾向に転じていることから、最近の経済・社会情勢の変化を踏まえた事業者の保安管理の在り方について検討する。

また、危険物等の事故時における保安対策の充実を図るため、危険物災害等情報支援システムについて、その機能の拡充等を推進する。

さらに、海上災害、原子力災害等の特殊災害対策について、関係省庁と連携を取りながら、災害対応マニュアルの見直しなどを検討するとともに、災害の特性を踏まえた応援体制のあり方等について検討し、特殊災害対策の充実強化を図る。

特に、石油コンビナート等について、大規模災害に対処するため広域応援体制の整備を一層推進するとともに、防災対策の充実強化を図るため、防災アセスメントの見直しを引き続き推進する。

【技術革新等に対応した規制緩和の推進】

規制緩和推進3か年計画を着実に実施するほか、ニーズの多様化や技術革新等の社会的要請に適切に対応するため、消防法に基づく技術上の基準について、性能に主眼を置いた規定に見直すとともに、消防同意制度について簡素合理化を図るなど、安全性の確保に十分配慮しつつ、引き続き規制緩和の一層の推進を図る。

【消防防災技術の高度化・国際協力の推進】

最近の科学技術の高度化等を踏まえ、安全で安心な地域社会づくりに資するため、消防研究所における研究開発を推進し、消防防災技術の充実強化を図る。

また、開発途上諸国のニーズに応じた消防技術協力を積極的に推進し、あわせて海外における大災害発生に際して派遣される国際消防救助隊の充実強化を促進するほか、消防機器等に係る国際規格及び国際基準の策定に積極的に参加するとともに、危険物施設に関し諸外国で導入が進んでいる新しい安全性評価手法の調査研究を行う。

さらに、地球環境の保全に資するためハロン消火剤等の適正な管理を推進する。

平成11年度消防庁予算概算要求

1 概算要求基準について

平成10年8月12日に閣議了解された「平成11年度の概算要求に当たっての基本的な方針について」(いわゆる「概算要求基準」)の主なポイントは、次の点です。

- ①景気回復に向け全力を尽くすため、財政構造改革法の凍結を前提
- ②総合経済対策・10年度第一次補正予算を着実に執行するとともに、今後予定される10年度第二次補正と11年度当初予算とを一体のものとして編成
- ③次の2つの「特別枠」を設定
 - (ア)「情報通信・科学技術・環境等21世紀発展基盤整備特別枠」(総額1,500億円)
= 中期的なわが国経済の再生に向けた取り組みとして、情報通信・科学技術・環境等を中心とした、21世紀における我が国の発展基盤を整備するために、特に資する施策のための枠。
 - (イ)「景気対策臨時緊急特別枠」(総額4兆円)
= 当面の景気回復に全力を尽くすという観点に立って、特にそれに資する施策を要望するものであり、景気回復のために即効性があり、また後年度に過度の

負担をもたらさない経費のための枠。

この特別枠総額4兆円の中の相当部分について、10年度第二次補正予算に前倒し計上する可能性有。

- ④特別枠以外は、消防庁関係では人件費等(等=科学技術振興費(5%伸))を除いて前年度同額
- ⑤いわゆる「その他の補助金等」については、10年度に引き続き1割削減

これらを踏まえ、消防庁においては平成11年度概算要求を以下のように行います。

2 補助事業関係について

(1) 概要

財政構造改革法により、地方公共団体に対する補助金については、制度等見直し補助金とその他補助金とに分類されているが、この分類の考え方は、今年度の概算要求においても維持されています。これによると、消防関係の補助金は、次のように整理されます。

- ①「制度等見直し補助金」が「施設もの」(公債発行対象経費)と「設備もの」の2種類あり、別表の「1 消防防災施設整備費補助金」と「3 消防防災設備整備費補助金」が該当します。
- ②いわゆる「その他補助金」にも「施設もの」と「設備もの」の2種類あり、別表の「2 市町村消防施設整備費補助金」と「4 市町村消防設備整備費補助金」が該当します。

(2) 補助金要求額の作成の考え方

1で述べた概算要求基準を消防補助金にあてはめると、「その他補助金」となっている「2 市町村消防施設整備費補助金」と「4 市町村消防設備整備費補助金」の要求合計額は、前年度予算額の1割減(12億48百万円)とならざるを得ません。

このように消防庁にとって、厳しい要求基準に沿いつつ、補助事業の重点化を図り、地方公共団体からの要望に適切に対応する

ため、次のような考え方で、補助事業関係の概算要求を作成しました。

- ①「その他補助金」の削減額(12億48百万円)分は、全て「制度等見直し補助金」である「1 消防防災施設整備費補助金」と「3 消防防災設備整備費補助金」の増に振り分け、「制度等見直し補助金」を全体で2割近く伸ばします。
- ②「その他補助金」のうち、「2 市町村消防施設整備費補助金」は、この項目全体で前年度同額を維持し、「4 市町村消防設備整備費補助金」において前年度比12億48百万円の減額としています。

(3) 要求内容

この結果、補助事業関係の要求は次の形となります(別表参照)。

- ①「制度等見直し補助金」である「1 消防防災施設整備費補助金」と「3 消防防災設備整備費補助金」では、耐震性貯水槽を前年度比47%以上伸ばすなど、地方公共団体からの要望に積極的に応えられるだけの枠を確保しました。
- ②「その他補助金」のうち「2 市町村消防施設整備費補助金」は、消防団拠点施設等整備事業を前年度と同額確保、消防艇を前年度(3百万円)より96百万円伸ばす、消防広域化推進事業を33%以上伸ばす、消防車両動態管理情報システムを皆増するなど地方公共団体の要望に十分に応えるものです。
- ③「その他補助金」のうち「4 市町村消防設備整備費補助金」は、厳しい枠の中で、重点化を図り、小型動力ポンプ付水槽車を17%以上伸ばす、消防団活性化総合整備事業を前年度と同額確保するなど、できるかぎり地方公共団体の要望に沿った形です。

3 「特別枠」について

- (1)「情報通信・科学技術・環境等21世紀発展基盤整備特別枠」

平成11年度 消防防災施設等整備費補助金概算要求額一覧

(単位：百万円、%)

事 項	10年度予算額 (A)	11年度概算要求額 (B)	比較増減 (B) - (A)	対前年度比 (B) / (A)	備 考
1 消防防災施設整備費補助金	3,007	3,971	964	32.1	
(1)大震火災対策施設等整備費補助金	2,751	3,726	975	35.4	505基(188基増)
ア) 耐震性貯水槽	2,273	3,344	1,071	47.1	
イ) 備蓄倉庫	265	163	102	38.5	
ウ) 画像伝送システム	213	213	0	0.0	
エ) その他	0	6	6	皆増	
(2)特殊災害用消防施設整備費補助金	256	245	11	4.3	
ア) 林野火災対策防火水槽	162	217	55	34.0	
イ) 林野火災用活動拠点広場	94	28	66	70.2	
2 市町村消防施設整備費補助金	3,037	3,037	0	0.0	
ア) 防火水槽	1,946	1,642	304	15.6	141団体 2隻(1隻増) 4団体(1団体増) 2団体
イ) 救急用ヘリコプター離着陸場	49	24	25	51.0	
ウ) 消防団拠点施設等整備事業	811	811	0	0.0	
エ) 消防艇	3	96	93	3,100.0	
オ) 消防広域化推進事業	105	140	35	33.3	
カ) 消防車両動態管理情報システム	0	324	324	皆増	
キ) その他	123	0	123	100.0	
3 消防防災設備整備費補助金	3,315	3,599	284	8.6	
(1)大震火災対策設備整備費補助金	3,126	3,398	272	8.7	9台(1台増)
ア) 大震火災対策資機材	121	460	339	280.2	
イ) 防災無線	1,850	1,797	53	2.9	
ウ) コミュニティ防災資機材等整備事業	102	172	70	68.6	
エ) 緊急消防援助隊関係資機材等	956	824	132	13.8	
オ) 可搬型画像伝送システム	91	145	54	59.3	
カ) その他	6	0	6	100.0	
(2)特殊災害用消防設備整備費補助金	189	201	12	6.3	
ア) 林野火災対策資機材	52	32	20	38.5	
イ) 石油コンビナート防災資機材	137	169	32	23.4	
4 市町村消防設備整備費補助金	9,443	8,195	1,248	13.2	
ア) 消防ポンプ自動車	3,358	2,759	599	17.8	1機(2機減)
イ) 小型動力ポンプ付積載車	346	318	28	8.1	
ウ) 小型動力ポンプ付水槽車	161	189	28	17.4	
エ) 化学消防ポンプ自動車	416	390	26	6.3	
オ) はしご付き消防ポンプ自動車	1,725	1,438	287	16.6	
カ) ヘリコプター	346	115	231	66.8	
キ) ヘリコプターテレビ伝送システム	147	147	0	0.0	
ク) 消防緊急通信指令施設	1,092	1,092	0	0.0	
ケ) 消防団活性化総合整備事業	445	448	3	0.7	
コ) 救急業務高度化資機材緊急整備事業	1,096	1,096	0	0.0	
セ) その他	311	203	108	34.7	
合 計	18,802	18,802	0	0.0	
制度見直し等補助金	6,322	7,570	1,248	19.8	
その他補助金	12,480	11,232	1,248	10.0	

この特別枠については、総額1,500億円のうち、自治省及び消防庁への割当枠が、70億300万円となっています。ただし、各省庁の要望枠の合計は1,500億円の1.5倍相当の2,300億円程度となると見込まれるので、今後の予算編成作業は厳しいものとなっていくと予想されます。

消防庁では、この枠のうち、8割強の58億6100万円を使って要望を行うこととしました。主な要望項目は、次のとおりです。

①情報通信関係 28億6500万円

- ・高度防災情報システムの整備・拡充 20億円
- ・消防・救急無線デジタル化の推進 5億7100万円
- ・緊急消防援助隊の情報通信系の高度化 1億5400万円等

②科学技術関係 27億9600万円

- ・消防防災に関する科学技術の高度化に対応した研究施設（消防研究所）の整備 25億5000万円
- ・新技術を活用した石油タンクの検査・判定方法に関する研究 1億5200万円等

③環境関係 2億円

- ・消防用設備等に係る環境・省エネルギー対策に関する調査検討 2億円

(2) 「景気対策臨時緊急特別枠」

この特別枠については、総額4兆円は公共関係事業費2.7兆円とそれ以外1.3兆円に分けられ、この1.3兆円のうち自治省及び消防庁への割当枠が、192億4500万円の要望枠となっています（なお、1.3兆円に相

当する各省庁の要望枠合計は、その1.7倍強の2.3兆円程度と見込まれます）。

この枠の具体的内容は、10月末日までに調整することとなっているので、今後、地方公共団体の要望内容を十分踏まえ、自治本省と調整しつつ、鋭意検討をしていく予定です。

なお、前述のとおり、この枠のうち予算化されるものについては、相当程度が10年度第二次補正において計上される可能性があることに留意する必要があります。

4 補助事業や特別枠以外の消防庁の概算要求について

以上2及び3に述べた事項以外の消防庁の概算要求は、29億1500万円であり、前年度（28億9200万円）とほぼ同額です。

このうち、主要な新規要求事項は、次のとおりです。

- ・消防団と地域の自主防災組織・企業の自衛防災組織との連携のあり方の調査研究
- ・防火対象物の火災危険性に応じた総合防火安全設計法に関する研究（総合防火安全プロジェクト）
- ・危険物施設に係る新しい安全性評価手法に関する調査検討
- ・自主防災組織の活性化研修の実施
- ・防災ボランティア・バンク設置準備事業
- ・防災情報通信ネットワーク整備計画の策定
- ・救急隊の効率的運用体制の推進

さらに、消防研究所における研究費である科学技術振興費は、前年度比5%増（+3800万円）の8億4000万円を要求しています。

平成9年中の石油コンビナート等特別防災区域内 特定事業所における事故の概要について

特殊災害室

平成9年中（平成9年1月1日～同年12月31日）に発生した石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所における事故（以下「事故」という。）について、関係都道府県からの定期報告をもとにとりまとめましたので、その概要を紹介します。

1 概況

平成9年中の事故の総件数は76件で、前年（93件）より17件減少となっています。

事故を種別ごとに前年と比較すると、火災36件（前年比6件減）、爆発9件（同8件減）、漏えい24件（同1件減）、その他7件（同2件減）となっています（表1参照）。

事故発生件数の推移は、図1のとおりです。

表1 事故発生状況

種別	平成9年中の件数	平成8年中の件数
火災	36	42
爆発	9	17
漏えい	24	25
その他	7	9
合計	76	93

事故による被害は、死者2名（前年6名）、負傷者30名（同49名）、損害額13億9,616万円（同40億3,710万円）となっています。

2 事故の発生状況

(1) 特定事業所の種別ごとの事故発生状況

特定事業所の種別ごとの事故発生状況は、第1種事業所ではレイアウト規制対象の事

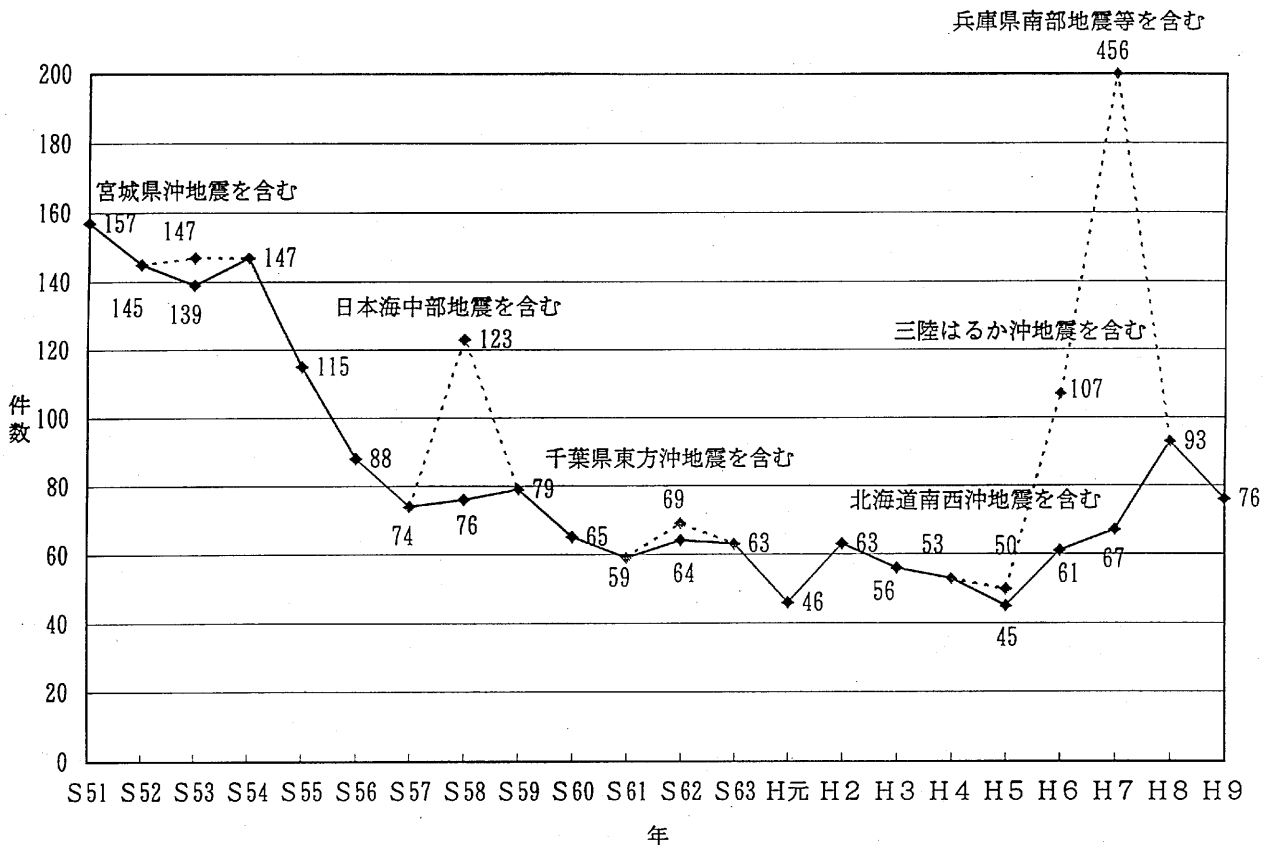


図1 事故発生件数の推移

故が43件（56.6%）、レイアウト規制対象以外の事故が9件（11.8%）、第2種事業所における事故が24件（31.6%）となっています。

また、事業所の種別ごとに事故の内訳を分類すると、過去10年間の事故の発生状況と同様の傾向となっています（図2参照）。

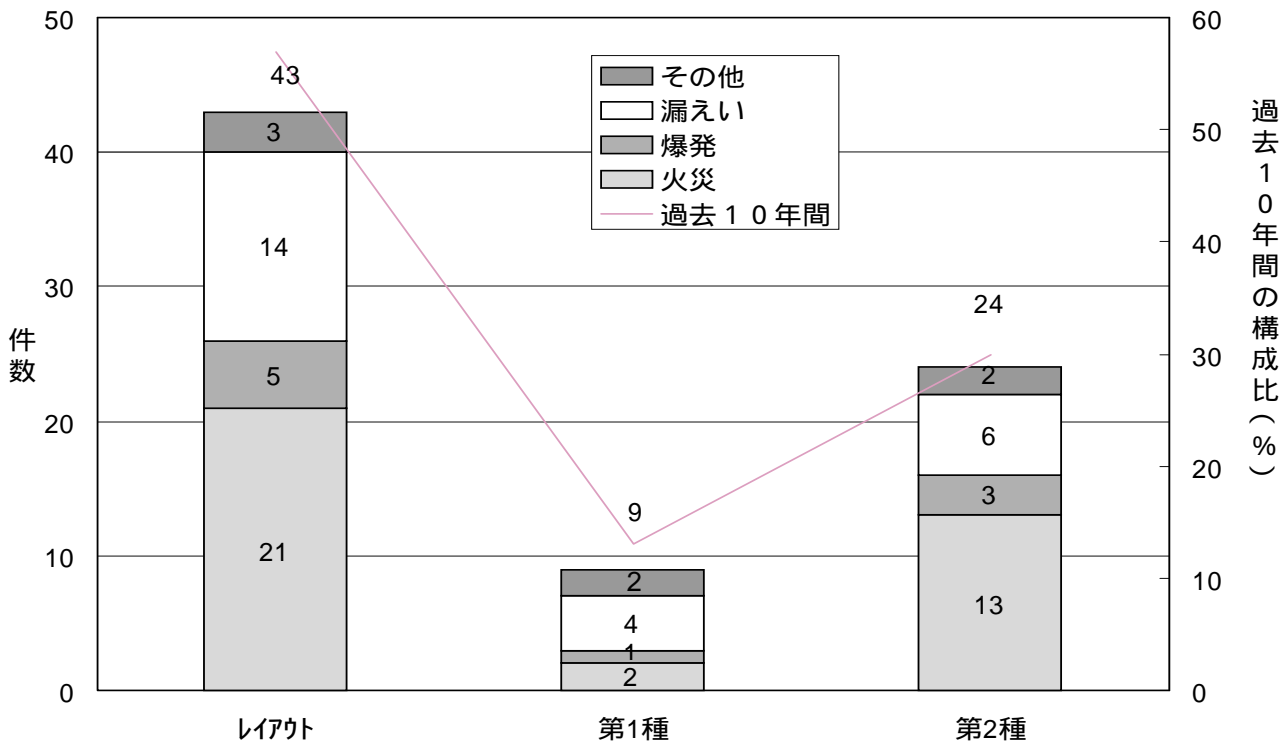


図2 特定事業所種別ごとの事故の内訳

(2) 特定事業所の業態別の事故発生状況
 特定事業所の業態別の事故発生状況は、化学工業関係が30件（39.5%）、鉄鋼業が15件（19.8%）等となっていますが、業態

別の一事業所当たりの事故発生率では、鉄鋼業関係が36.6%、石油製品・石炭製品製造業関係が18.8%となっています（表2参照）。

表2 業態別の事故発生状況

業 態	内 訳				件 数		業 態 別 事 故 発 生 率	
	火災	爆発	漏えい	その他	小計	割合 (%)	業態別事業所数	一事業所あたりの事故発生率 (%)
食料品製造業関係	0	0	0	1	1	1.3	15	6.7
化学工業関係	7	7	12	4	30	39.5	238	12.6
石油製品・石炭製品製造業関係	6	0	5	1	12	15.8	64	18.8
鉄鋼業関係	14	1	0	0	15	19.8	41	36.6
非鉄金属製造業関係	1	0	0	0	1	1.3	11	9.1
輸送用機械器具製造業関係	1	0	0	0	1	1.3	9	11.1
電気業関係	4	1	2	1	8	10.5	53	15.1
ガス業関係	1	0	0	0	1	1.3	31	3.2
倉庫業関係	1	0	5	0	6	7.9	341	1.8
廃棄物処理業関係	1	0	0	0	1	1.3	1	100.0
合 計	36	9	24	7	76	100.0	-	-

(3) 施設区別の事故発生状況

施設区別の事故発生状況は、危険物施設に係る事故が39件（51.3%）、高圧ガスと危険物が混在する施設（以下「高危混在施設」という。）に係る事故が11件（14.5%）、その他の施設に係る事故が26件（34.2%）となっています。

危険物施設に係る事故及び高危混在施設

に係る事故（合計50件）を危険物製造所等別に区別すると、一般取扱所23件（46.0%）、製造所17件（34.0%）、屋外タンク貯蔵所7件（14.0%）等となっています。

また、過去10年間の事故の発生状況と比較すると、屋外タンク貯蔵所における事故が少なくなっています（図3参照）。

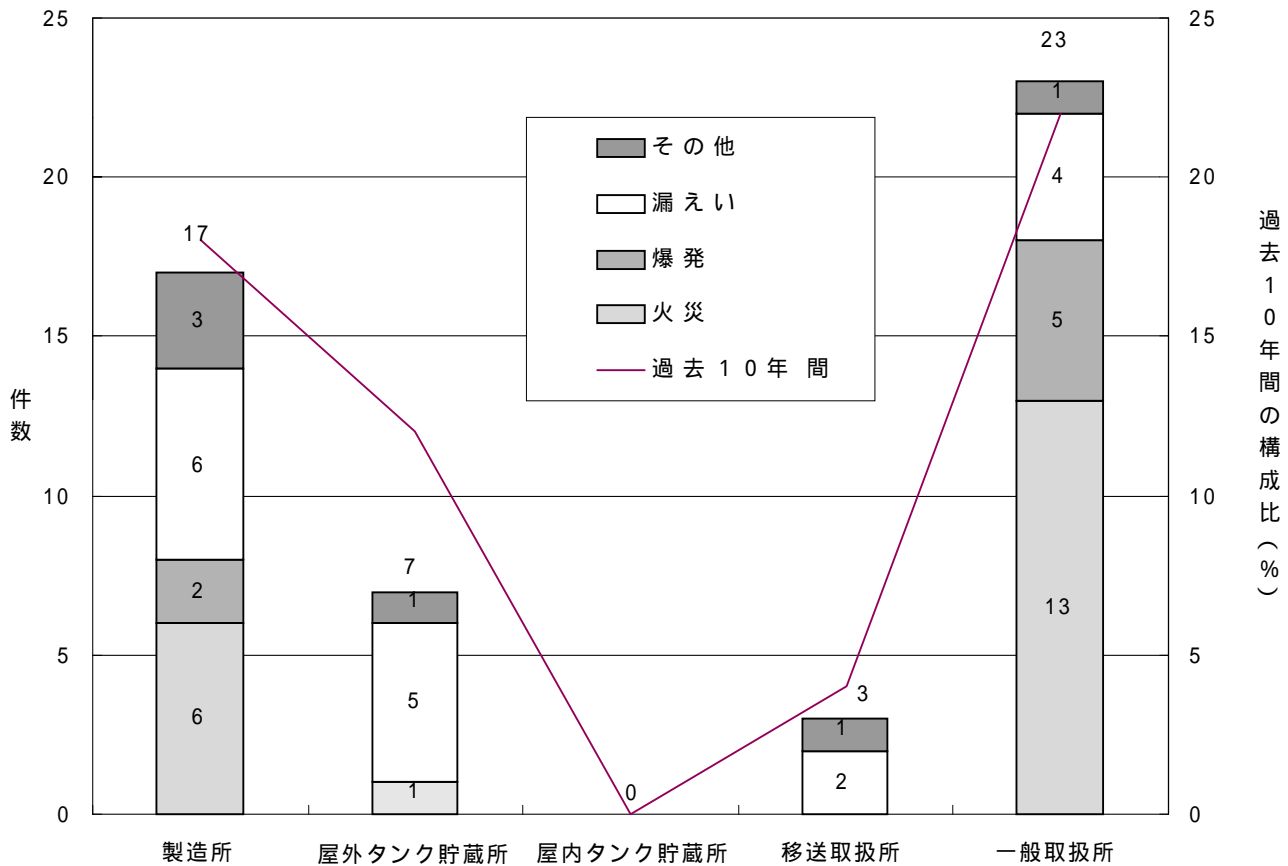


図3 危険物製造所等別の事故発生状況

(4) 月別、時間帯別の事故発生状況

月別の事故発生状況（不明の2件を除く。）では、3月及び8月が9件（12.2%）と最も多く、次いで5月及び7月が8件（10.8%）となっています（図4参照）。

時間帯別の事故発生状況（不明の6件を除く。）では、9時台に発生した事故が8件（11.4%）と最も多く、また、9時台から16時台までの間に44件の事故が発生しており総件数の62.9%を占めています。

また、過去10年間の事故の発生状況と比較すると、20時台が特に多くなっています（図5参照）。

(5) 作業状況別の事故発生状況

事故発生時における当該施設での作業状況は、監視中に発生したものが24件（31.6%）、運転操作中に発生したものが17件（22.4%）等となっています（図6参照）。

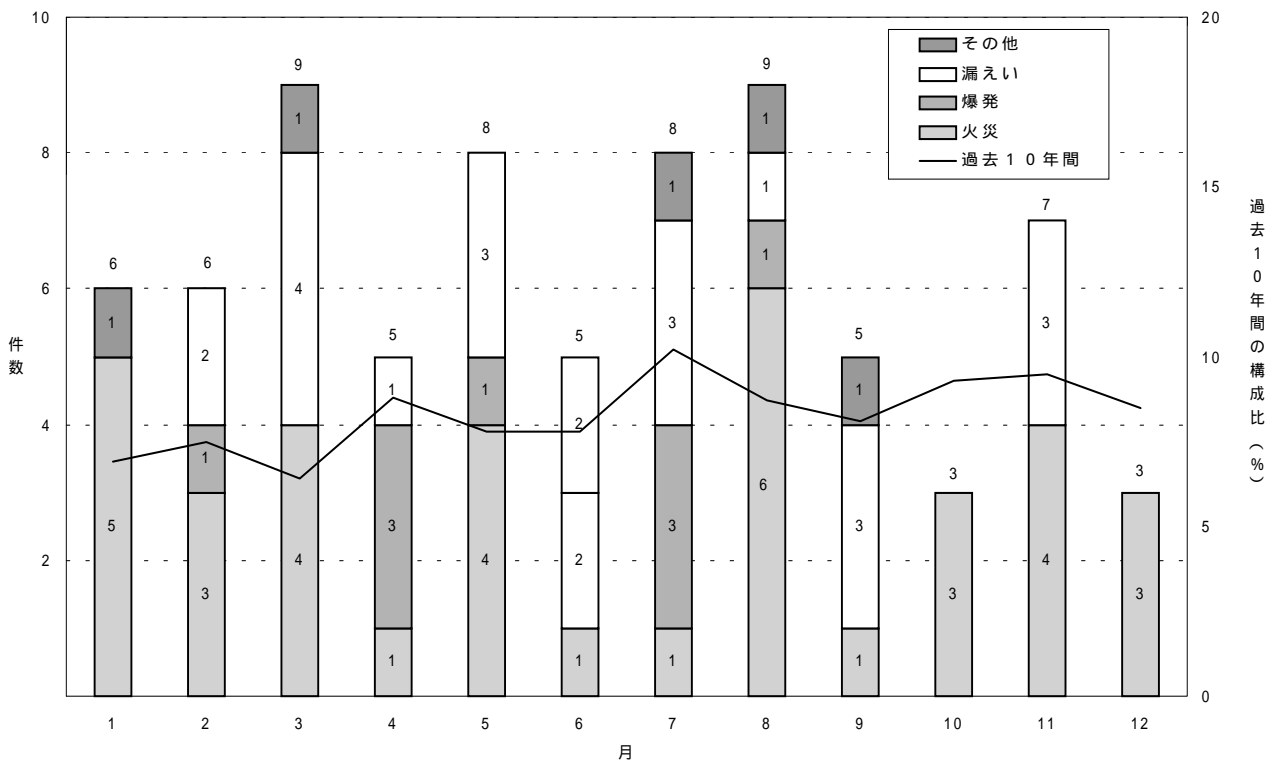


図4 月別の事故発生状況

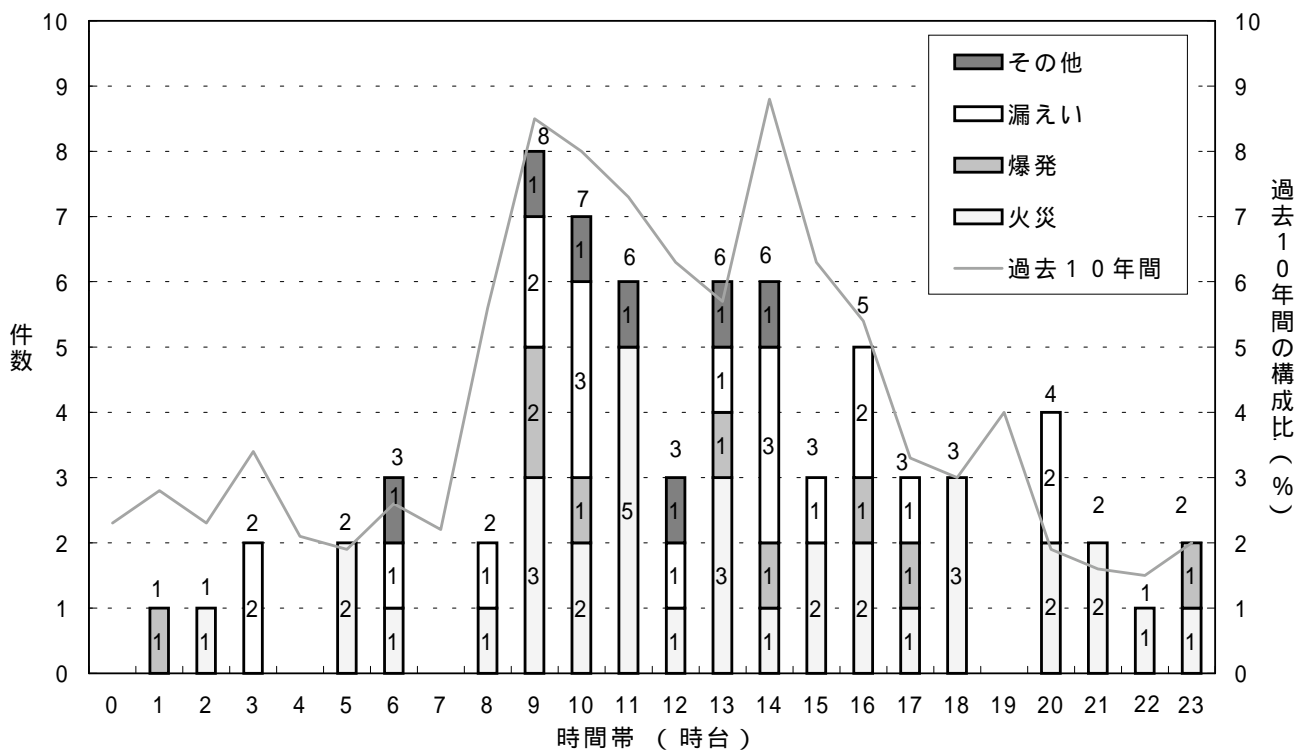


図5 時間帯別の事故発生状況

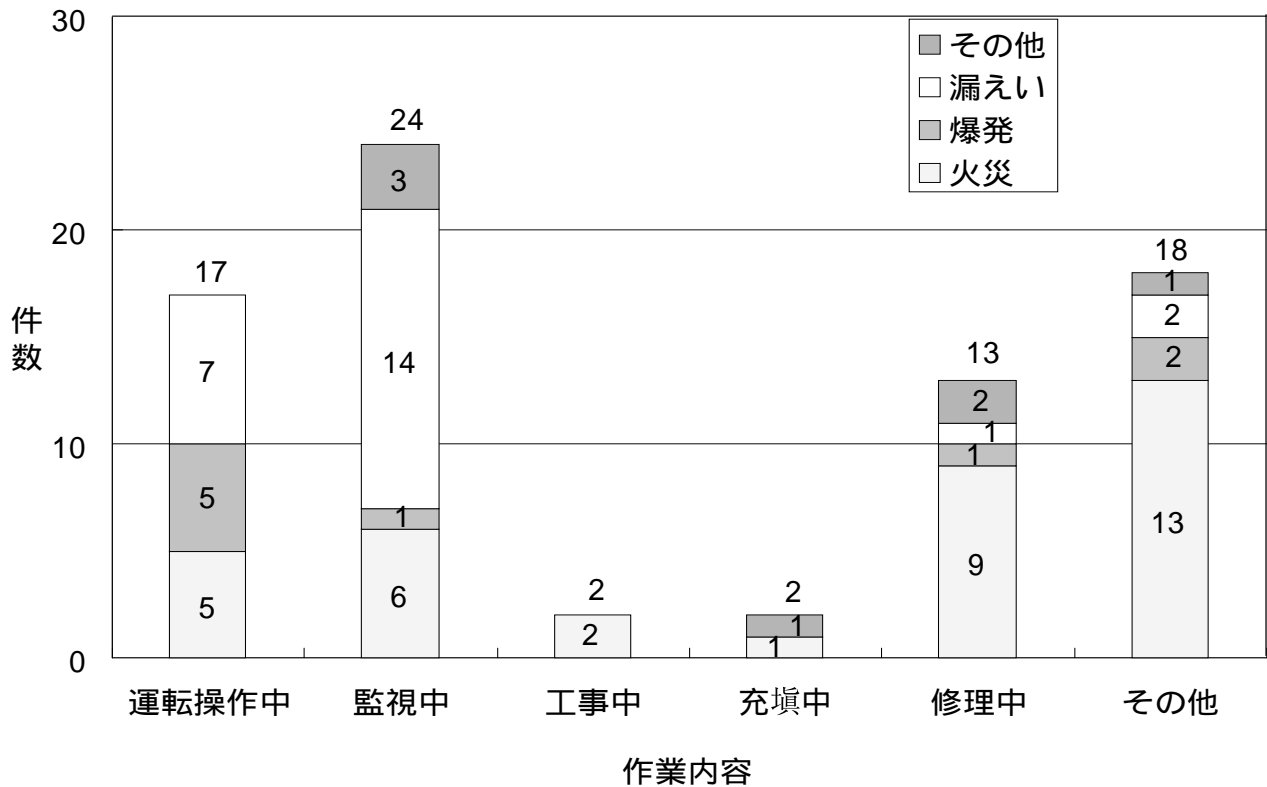


図6 事故発生時における作業状況

3 主要原因別の事故発生状況

事故の主要原因を区分すると、人的要因によるものが56件（73.7%）、物的要因によるものが14件（18.4%）等となっています。人的要因のうち管理不十分によるものが27件あり、人的要因の事故原因の48.2%を占めています（表3参照）。

表3 主要原因別の事故発生状況

事故発生主要原因		事故件数	割合(%)
人的要因	管理不十分	27	35.5
	誤操作	5	6.6
	確認不十分	9	11.8
	不作為	8	10.5
	施工不良	4	5.3
	設計不良	3	4.0
	小計	56	73.7
物的要因	腐食等劣化	13	17.1
	破損	1	1.3
	小計	14	18.4
交通事故	1	1.3	
自然災害	2	2.6	
不明・調査中	3	4.0	
合計	76	100.0	

4 死傷者の発生状況

死傷者の発生した事故は12件で、これらの事故により2名の死者と30名の負傷者が発生しています（表4参照）。

表4 死傷者の発生状況

区分 事故	死傷者の発生 した事故件数	死傷者の数	
		死者	負傷者
火災	4	1	8
爆発	2	0	4
漏えい	6	1	18
その他	0	0	0
合計	12	2	30

事故による死傷者数の推移については、1件で極めて多数の死傷者を発生させる事故が発生した平成7年を除くと、増加しています（図7参照）。

5 損害額の状況

全事故による損害額の合計は13億9,616万円となっています。（ただし、損害額1万円未満のものは、0円として処理している。以下同じ。）

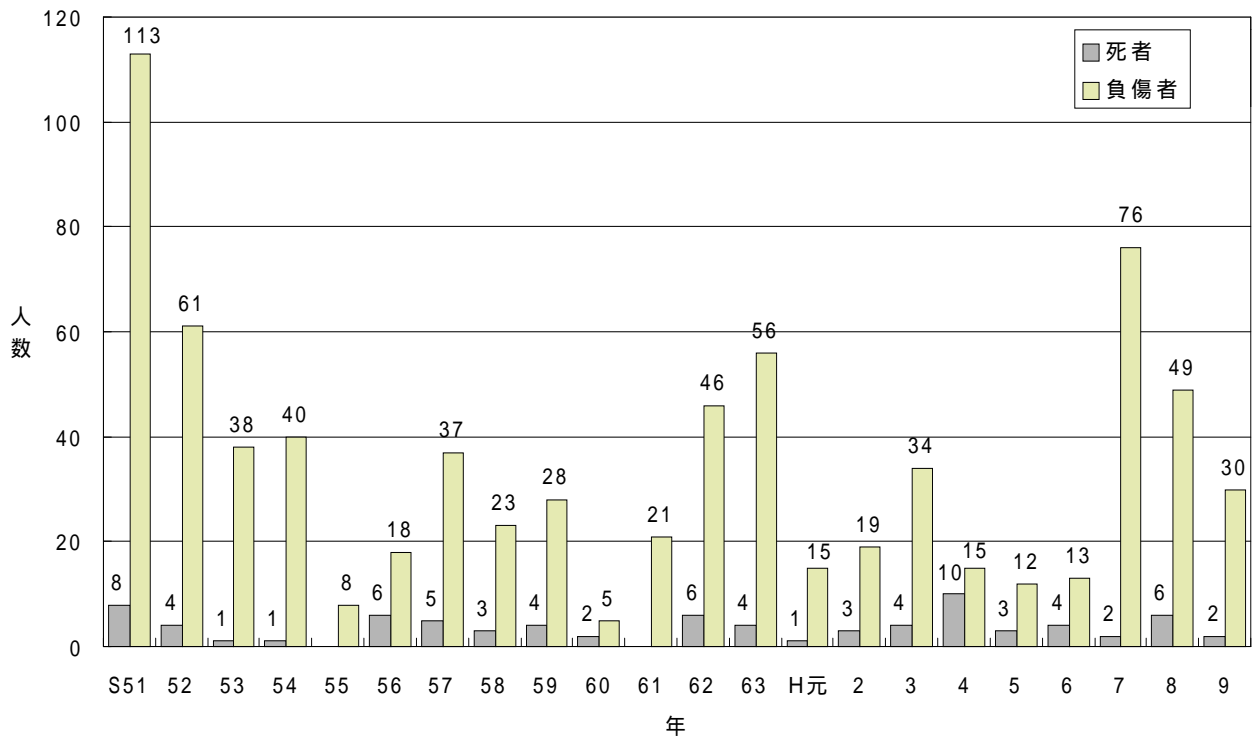


図7 死傷者発生状況の推移

損害額別に見ると、百万円未満の事故が53件（69.7%）、百万円以上1千万円未満の事故11件（14.5%）、1千万円以上1億円未満

の事故が6件（7.9%）、1億円以上の事故が4件（5.3%）となっています（図8参照）。
事故の種別ごとの損害額は、火災によるも

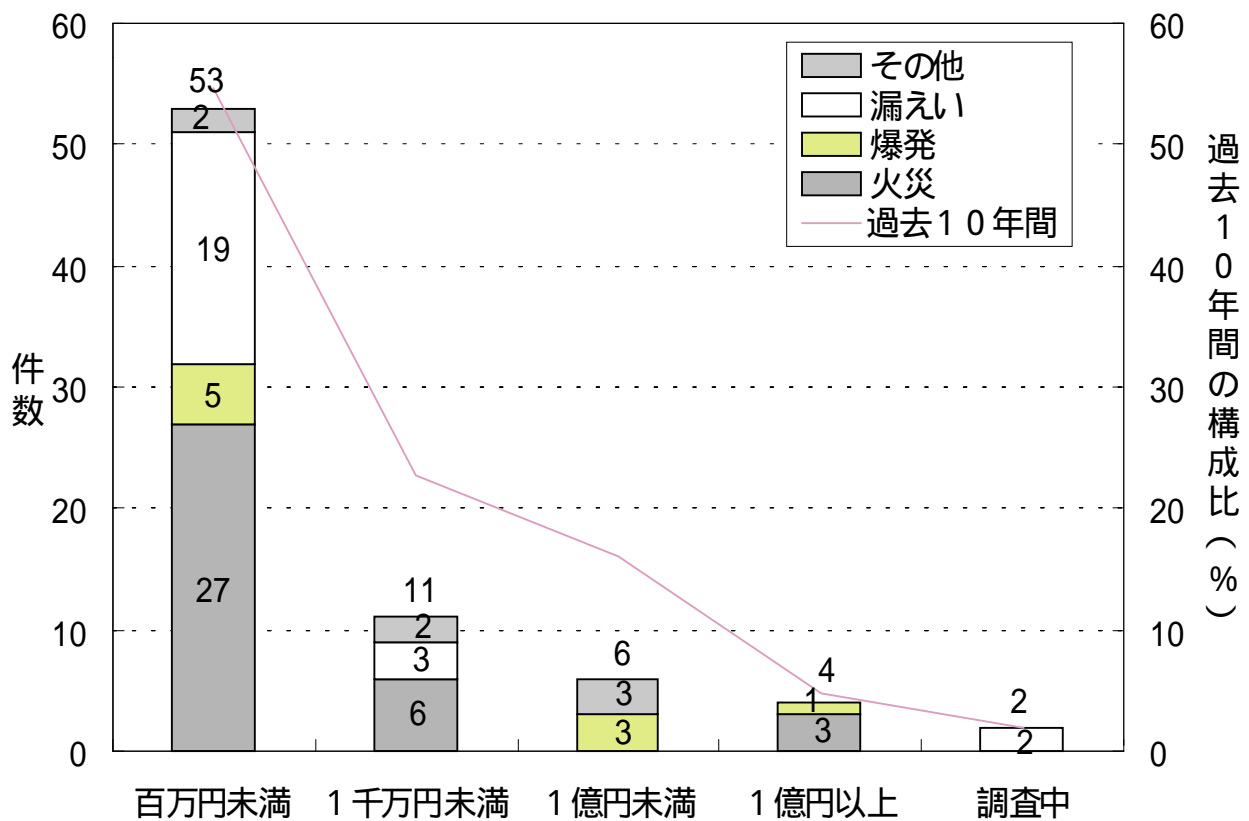


図8 損害額の状況

のが8億8,536万円(63.4%)、爆発によるものが4億3,651万円(31.3%)、漏えいによるものが1,252万円(0.9%)、その他によるもの

のが6,177万円(4.4%)となっています。

事故による損害額の推移は、図9のとおりです。

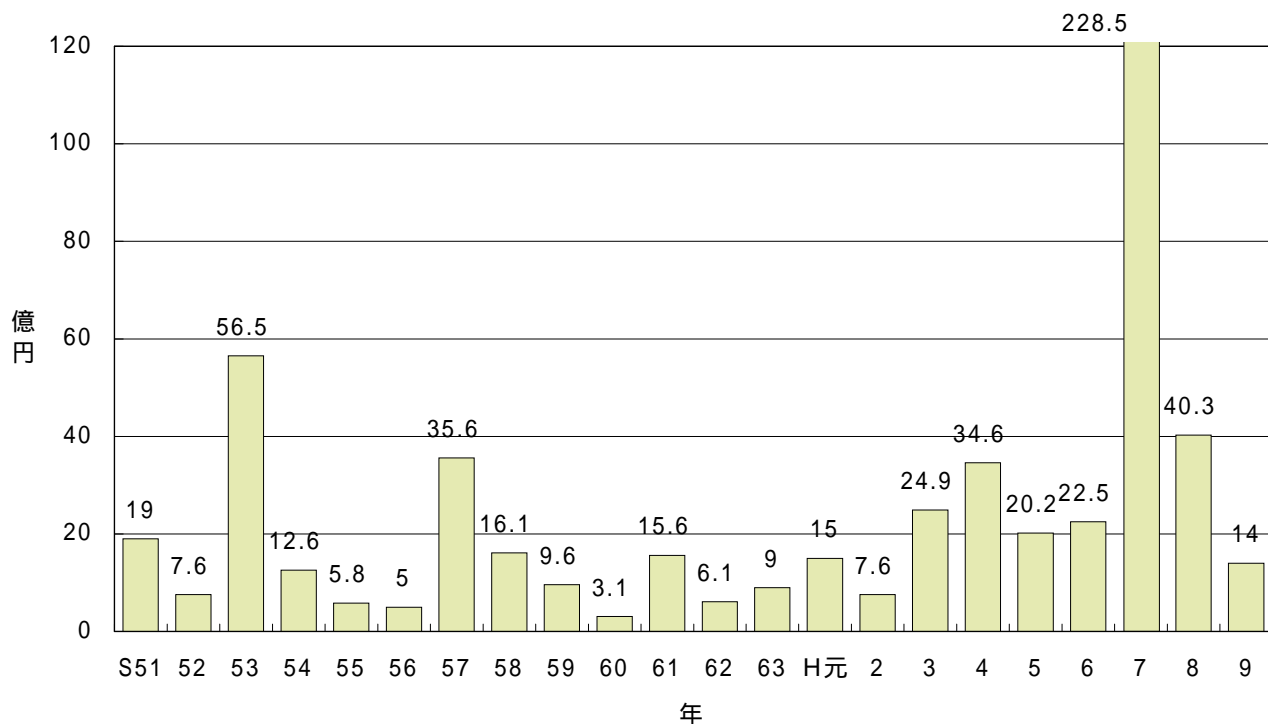


図9 損害額の推移

6 事故発生時の通報状況

事故発生時における消防機関等への通報に要した時間の状況は、過去10年間の事故発生

時の通報状況とほぼ同様の傾向がみられます(図10参照)。

事故の発見から10分未満に通報が行われた

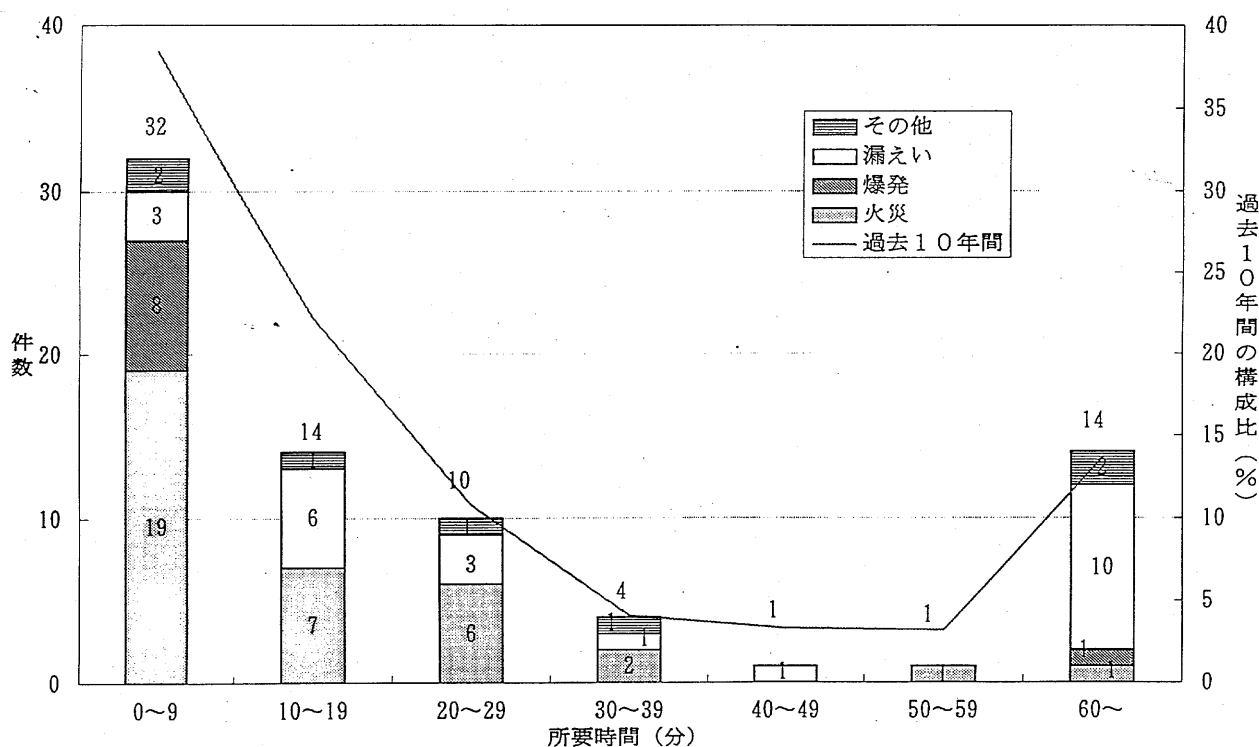


図10 発見から通報までの時間の状況

事故は、32件（42.1%）であり、10分以上の時間を経過してからの通報が行われた事故は44件（57.9%）となっています。

また、通報手段（消防機関覚知別）については、119番通報が37件（48.7%）と最も多

く、次いで一般加入電話が20件（26.3%）、ホットラインによる通報が8件（10.5%）となっており、事後聞知によるものも4件（5.3%）あります（図11参照）。

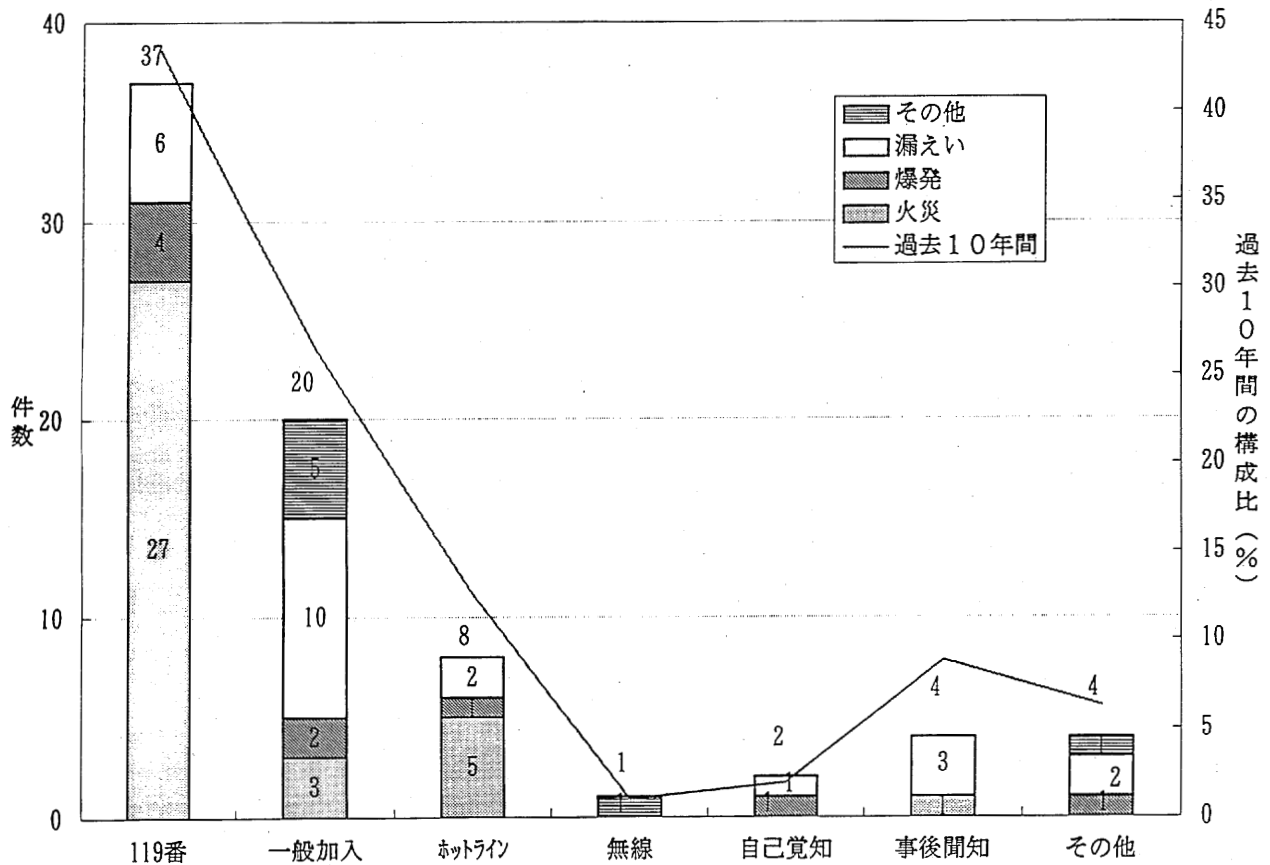


図11 通報手段の状況

林野火災における消火・広域応援体制に関する調査検討報告書について

防 災 課

1 はじめに

林野火災は、いったん発生すると地勢的条件、水利確保の困難性から、その消火には多くの困難を伴うものであり、林野火災対策への取組は喫緊の課題であります。

他方、近年導入の進んでいる消防・防災ヘリコプター及び自衛隊ヘリコプターによる情報収集、空中消火等の活動は、迅速かつ効果

的な林野火災消火活動の実施のために欠かせない消防戦術となっています。

林野火災時におけるヘリコプターを中心とした広域応援活動は、現在最も頻繁に行われている広域応援活動であります。応援部隊も含めたヘリコプターと地上部隊との連携方法の一般化、標準化等検討すべき課題も多い現状にあります。

そこで、消防庁では、平成9年度に「林野火災における消火・広域応援体制に関する調査検討委員会」を設置し、ヘリコプター出動に係る判断要素、ヘリコプターによる空中消火戦術、ヘリコプター相互又はヘリコプターと地上部隊との連携による消火方法等について調査・検討を行い、その結果を、本報告書として取りまとめました。

本報告書は、全体で3章及び資料からなっており、第1章は本調査の趣旨、目的等を述べたもので、第2章は、今回の調査検討に当たり、平成7年以降大規模な林野火災が発生した地方公共団体（19府県及び36消防本部）を対象に行ったアンケート調査の結果を取りまとめ、その概要と分析結果について述べたものであり、第3章が本報告書のいわば本編です。

以下に第3章の概要について御紹介いたします。

2 報告書の概要

(1) 計画的な林野火災対策の推進

林野火災対策に関する計画としては、災害対策基本法に基づく防災基本計画、防災業務計画及び地域防災計画、林野火災特別地域対策事業による林野火災特別地域対策事業計画、各消防機関の策定する消防計画・警防計画、及び広域航空消防応援に係る事業計画等がありますが、林野火災対策の一層の推進のためには、これらの計画を作成・整備し、当該計画に基づく訓練を積み重ねることが極めて重要です。

(2) ヘリコプターとの連携による林野火災対策

① 林野火災における広域応援体制の整備

林野火災の広域航空応援は、消防組織法に基づく消防広域応援として行われますが、本報告書では、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（以下「広域航空消防応援実施要綱」という。）に基づくヘリコプターの応援を

中心に検討しています。

この広域応援を円滑に行うためには、要請側市町村及び都道府県は広域航空消防応援実施要綱に基づき事前計画を作成し、円滑なヘリコプターの受入体制を整備するとともに、あらかじめ応援を要請する場合の対応方策を定め、日頃から要請手順、準備事項等を熟知しておくことが必要です。また、応援要請の実績がない市町村も多く、応援要請時に十分な対応をとることができないことも想定されますので、都道府県の適切な助言、支援体制も重要となります。

大規模な林野火災ともなれば、地元の消防本部のみでの消火は困難であり、日頃から自衛隊、営林署、警察等林野火災関係機関との連携を密にしておくとともに、地域防災計画の中であらかじめ林野火災時における関係機関の役割を明確にしておく必要があります。

また、所属の異なる部隊が多数集結し防ぎょ活動を行うのが通例であり、離発着場の準備、空中消火用資機材の準備等広域応援に対応する事項も多岐にわたるので、その対応に習熟するため、実践的な応援訓練を実施する必要があります。

② 消火体制

火災の延焼が広範囲となる火災に対しては、空中偵察によってタイムリーな情報収集を実施することが初動体制を確立する上で重要なポイントです。

火災の焼損面積が比較的小さい場合、防ぎょ対象が限定されるため消火活動は比較的容易ですが、火災の延焼が広範囲となり、火災に対して消防力が劣勢な状況下では、延焼阻止が困難となる場合が多いので、空中偵察によってタイムリーに情報を送り、延焼危険予測により集中的に空中消火を実施する必要があります。

特に火災の初期の段階で空中消火を実

施することは、非常に有効ですので、速やかにヘリコプターが出勤するための判断要素をあらかじめ明確にしておくことが重要です。

また、効果的な空中消火の実施のためには、空中消火隊と地上消火隊とが十分連携を保ち活動することが必要であるので、現地指揮本部を設置し統一的な指揮を行うことが欠かせない条件となります。

③ヘリコプターによる効果的・効率的空中消火戦術

林野火災の消火方法は、消防・防災ヘリコプターについては水消火、自衛隊ヘリコプターについては薬剤消火が主として使用されています。それぞれの特性に応じた消火方法を実施することが肝要です。散水散布の方法は、火点に散水・薬剤散布を行い消火を図る直接消火と火線の前方に水又は消火剤を散布し防火線をつくって火災の延焼を阻止する間接消火の2つの方法がありますが、それぞれの特性に応じ、延焼状況等により適切な消火方法を選択し、実施する必要があります。

また、大規模林野火災の場合、複数のヘリコプターが集結し、狭い空域で活動を行うこととなるため、ヘリコプター間の調整が重要となるので、現地指揮本部に当該機能を果たすヘリコプター指揮本部を設置することが望まれます。

④消防・防災ヘリコプターと自衛隊ヘリコプターとの連携

近年の消防・防災ヘリコプターの導入の進展に伴い、消防・防災ヘリコプターと従来から林野火災の空中消火を行ってきた自衛隊ヘリコプターとの連携が必要不可欠になっています。

連携の方策としては、それぞれの資機材及び消火方法の違いから、できる限り担当区域を分けて消火活動を行うことが

望ましく、担当区域の区分及び相互の連絡系統の確保に当たっては、消防・防災ヘリコプター指揮本部及び自衛隊ヘリコプター指揮本部を現地指揮本部に設置し、密接に連絡調整を行うことが重要です。

⑤ヘリコプターと地上部隊との連携による消火方法

ヘリコプターと地上部隊との連携パターンについては、ヘリコプターが地上部隊の進入困難な箇所の消火を担当するというものが連携の基本であります。今後は、ヘリコプターによる地上消火用資機材等の搬送も有効な連携方策として検討すべきです。これにより、地上部隊の負担を大きく軽減することができるなど、その利点は非常に大きいのですが、資機材等の投下に当たっては、数十メートル投下位置がずれれば、全く功を奏さないことも考えられるので、投下ポイントの確定をより厳密に行うことができるような工夫が必要です。

また、ヘリコプターと地上部隊との連絡手段について、効率的かつ統制のとれた指揮命令系統を維持するためには、ヘリコプターが直接地上部隊と交信するのではなく、それぞれが現地指揮本部を通じて連絡し、現地指揮本部において情報を一元的に把握、管理すべきです。しかし、現状は、地上部隊の責任者が不明確であったり、連絡用無線機が不足、あるいは放電状態のため交信できないケースも見受けられるので、今後は、各地上部隊の責任者の明定、連絡用無線機の充実、予備バッテリーの携行等の措置を講じ、両者の連携を密にとっていくことが重要です。

3 おわりに

林野火災の多くは、たばこや火入れ等の原因により発生しているため、関係機関との連携のもと、林野火災の予防を呼びかけるなど

広報の充実や警戒態勢の強化に努め出火を未然に防止することが極めて重要です。

しかし、毎年必ず日本のどこかで林野火災が発生しています。

この報告書が、今後の林野火災対策の充実を図る上で、参考となることを期待しています。

第3回防災まちづくり大賞 大募集！

地域の防災力の向上を図るためには、まちづくりや住民生活等のあらゆる面において防災に関する視点を盛り込むなどハード、ソフトの両面から防災に気を配ったまちづくりをすすめることが大切です。

このため、地方公共団体や地域のコミュニティ、事業者等が行っている防災に関する様々な取組、工夫・アイデアのうち、特に優れたものを表彰する「**防災まちづくり大賞**」を実施します。

応募方法

消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp/>) 掲載の様式に従い、必要事項を記入の上、資料があれば併せて下記までメール送信または御郵送ください。

このほか、各都道府県消防防災主管課の推薦による応募方法もあります。

詳しくは、後記までお問い合わせ下さい。

受賞事例

昨年度の受賞事例には、練馬区大泉中学校の

避難地となる学校の防災機能向上のための「学校防災緑化整備事業」、防災まちづくりの取り組みを住民と一体になって行っている愛媛県の上浮穴郡環境事務組合消防本部の「“安心して安全に暮らせる地域づくり”のための方策」、災害時の市民活動のリーダーの役割を担う人づくりを行う「春日井安全アカデミー」等様々な事例があります。詳しい内容や、その他の事例については、消防庁ホームページ上で御紹介していますので、是非御覧ください。

締切

平成10年9月25日(金) 必着

(主催)

自治省消防庁及び(財)消防科学総合センター
<問合せ先>

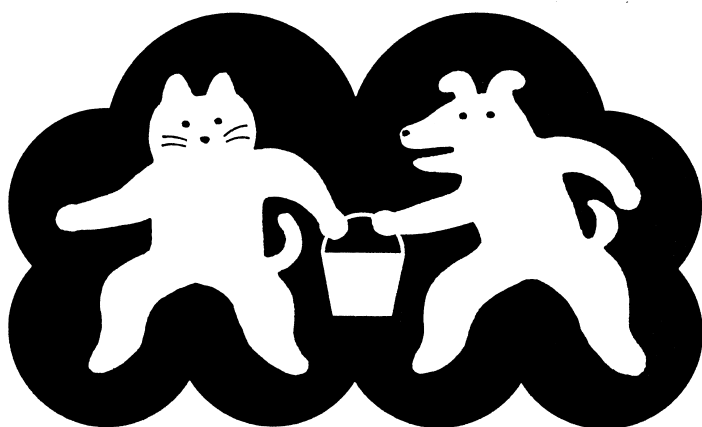
(財)消防科学総合センター

研究開発部調査研究課 小松

〒181 0005 三鷹市中原3 14 1

電話 0422 49 1113 / FAX0422 46 9940

e-mail komatu@isad.or.jp



防災まちづくり大賞

* 防災まちづくり大賞シンボルマーク

このシンボルマークは、イラストレーターの和田誠氏にボランティアで作成していただいたものです。氏は、「市民が力を合わせて防災にあたるということの象徴としてパケツリレーを取り上げた。犬と猫が力を合わせているという絵にすることにより明るいイメージになったと思う。」と話されています。

俳句の町 花と緑の臨空都市「須賀川」

須賀川地方広域消防本部 消防長 小針 久弥

民謡の会津磐梯山、知恵子抄の安達太良山といえ、ご存じの方も多いたと思いますが、どちらも福島県人に愛され親しまれている山々であります。

福島県の面積は、北海道、岩手県に次いで3番目に広く、東には阿武隈山脈、西には奥羽山脈が南北に連なっています。この2つの山脈により県土が3地方に分けられ、東側から浜通り地方、中通り地方、会津地方と呼ばれています。

当消防本部は、中通り地方のやや南寄りに位置し、宿場町として古い歴史を持つ須賀川市を中心に1市5町4村により構成されている一部事務組合であります。

管内の核となる須賀川市は、古くは鎌倉時代より城下町として栄え、その後も奥州街道屈指の宿場町として隆盛を極めていた町であります。須賀川商人の自由闊達な精神と相まって、独自の町人文化も花開きました。俳聖松尾芭蕉が、「奥の細道」の旅で須賀川宿に8日間も滞在したのは、当時の活気あふれるまちの風情と俳諧が盛んであったためです。滞在中に芭蕉が詠んだ数々の名句は、市内各地に建つ句碑に残されています。

今から約300年前の元禄2年「奥の細道」の旅に出た松尾芭蕉は、4月22日（陽暦6月9日）須賀川宿に入り、当時の駅長相楽等窮（本名、伊佐衛門）宅に草鞋を脱ぎました。

この時期、須賀川地方は、田植えの真っ盛りで、

風流のはじめや奥の田植うた

と詠んでいます。

等窮宅の近くに栗斎と号する俳人が住んでおりましたが、庭に大きな栗の木があり、その栗の木に目を止めた芭蕉は、

世の人の見つけぬ花や軒の栗

と残しています。

芭蕉が訪れた名所のひとつに乙字ヶ滝があります。

乙字ヶ滝は、中通り地方を南北に縦断する阿武隈川の中流にある滝で、水嵩が増すと、100メートルもある滝幅いっぱいには轟音を立て流れ落ちる水は、ナイアガラを想わせる雄大な眺めとなります。

芭蕉が訪れた年は雨が多く、この雄大な眺めを

五月雨の滝降りうづむ水かさ哉

と詠んでいます。

須賀川といえば、何といても須賀川牡丹園です。東京ドームの3倍の広さの園内には、290種7,000株の牡丹があり、シーズンともなれば、紅、白、ピンクなど、華やかな大輪の花が咲き競い、開園中は約20万人の観光客で賑わい、まさに世界一の名にふさわしい牡丹園であります。

晩秋の11月、第3土曜日の夕暮れには、その年に枯れた牡丹の木を供養する牡丹焚火が行われます。幻想的な火を囲みながらの句会が開かれ、全国から俳句愛好者が集う恒例の行事となっています。

また、園内には俳句ポストが設置され、県内外から訪れた俳句愛好者が投句し、年間の入選句の中から選ばれた特選1句が、句碑に刻まれ牡丹園内に建てられることになっており、俳句の町ならではの行事であります。

平成元年 特選句

南無牡丹かく美しく焚かれおり

作者 愛知県一宮市 脇田隆一さん

平成三年 特選句

赤松の風息みがたき牡丹かな

作者 東京都目黒区 西嶋あさ子さん

この外、須賀川には400年の伝統を誇る日本三大火祭りのひとつ、須賀川の松明あかしがあります。

今から400年前の天正17年(1589年)6月、須賀川城の女城主で二階堂盛義の後室大乗院(政宗の伯母)は、仙台の伊達政宗との戦いに敗れ須賀川城が落城してしまいます。松明あかしは、この戦いで戦死した多くの人々の霊を弔うために行われるようになった行事です。

夕闇にかがり火が映えるころには、五老山山頂に建てられた30本もの本松明に次々と火が着けられ、松明太鼓のとどろきに揺れる壮大な炎は、まさに一大戦国絵巻の再現といえます。

このような歴史をもつ須賀川市ではありますが、交通体形としては東北縦貫自動車道、東北新幹線の開通、さらに平成5年には、須賀川市の東部地区に福島空港が開港し、大阪、福岡、札幌、函館、沖縄、名古屋、帯広へ定期便が就航しております。現在、平成12年度末の供用開始をめざして滑走路2,500メートルの拡張工事が進められておりますが、平成8年に国の第7次空港整備5箇年計画に組み入れられ、将来、3,000

メートル級滑走路をもつ国際空港化実現に向けて大きく前進するなど、県内で最も高速交通条件に恵まれた地域となっています。

なお、平成10年4月には、福島空港敷地内に福島県消防防災航空隊が発足しまして、消防防災ヘリコプターを導入し広い県土の防災業務に当たっています。

さて本組合の消防行政は、昭和30年署員21名で開設された須賀川市消防署を母体に昭和48年4月1日広域消防組合として設立されました。

組合の管轄区域は、東西に約63km、南北に約42km、「へ」の字に似て、面積は、993.06km²と非常に広く、人口は約15万人を数えています。

広域消防組合設立後は、人員、施設、装備等において着実に整備が図られ、現在1本部、2消防署、1分署、4出張所、1分遣所、1派出所、職員数189人であります。

当消防組合では、「住民本位の消防であること」を基本理念として業務を遂行しておりますが、今後ますます進んでいく高齢化、複雑多様化する住民生活に対して職員全員一丸となって、住民のしあわせ実現のために積極的に各種施策に取り組んでまいりたいと考えております。

×××××××××××××××××××× 広 報 資 料 ・ 11月 分 ××××××××××××××××××××

秋の全国火災予防運動

(予 防 課)

全国では毎年約6万件の火災が発生し、およそ2千人の方が亡くなっています。特に秋から冬にかけては、暖房器具やたき火などいろいろな所で火気を使う機会が多くなり、空気も乾燥している日が多く、火災が発生しやすい時期となっています。消防庁では、このような時期を迎えるに当たって、一人ひとりが火災予防の知識を持ちそれを実践することにより、火災の発生を防止し死傷事故や財産の損失を防ぐことを目的として、11月9日(月)から15日(日)までの7日間、全国的に火災予防運動を行っています。

期間中には、住宅防火診断、防火講習会、防火指導など様々な行事を予定しておりますので、積極的に参加して防火知識・技能の習得に努めましょう。

今年は『気をつけて はじめはすべて 小さな火』を統一標語とし、住宅火災による高齢者等の死者を大幅に減少させることを目指す「住宅防火対策」への積極的な取組を始めたこととした重点目標及び推進項目を次のとおり掲げて推進します。

1 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 地域における防火安全体制の充実
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底

2 推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 高齢者等の対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
 - イ 住宅防火意識の高揚を図るための地域に密着した広報の実施
 - ウ 広範な機会を捉えた住宅防火診断の実施
 - エ 地域の実情を踏まえた住宅防火モデル事業の推進
 - オ 住宅用火災警報器など住宅用防災機器等の普及の推進
- (2) 地域における防火安全体制の充実
 - ア 自主防災組織の整備充実
 - イ 放火防止のための自主防火体制の充実
 - ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施
- (3) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火管理体制の充実

- イ 防火基準適合表示制度（適マーク制度）の適正な運用
- ウ 避難施設等及び消防用設備等の維持管理の徹底
- エ 実態に即した消防用設備等の設置の推進
- オ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の推進
- カ 特定違反対象物に対する是正指導の推進
- キ 工場、倉庫等の防火安全対策の徹底
- ク 文化財建造物の防火安全対策の徹底

また、火災予防運動の実施に当たっては、「火の用心 7つのポイント」を使って積極的に広報を行っていきます。

～ 火の用心 7つのポイント ～

- 1 家のまわりに燃えやすいものを置かない。
- 2 寝たばこやたばこの投げ捨てをしない。
- 3 天ぷらを揚げるときは、その場を離れない。
- 4 風の強いときは、たき火をしない。
- 5 子供には、マッチやライターで遊ばせない。
- 6 電気器具は正しく使い、たこ足配線はしない。
- 7 ストープには、燃えやすいものを近づけない。

11月9日は「119番の日」

119番の通報は落ちついて正確に伝えよう

（総務課・防災情報室）

わが国の消防は、昭和23年に自治体消防として発足以来、今年で50年を迎えました。この間、消防は皆様の生活の安全確保を図るため、消火活動、予防、救急・救助、防災活動等の広範な活動を展開しており、“地域防災の要”として、それぞれの地域で活躍しております。

そうした中で、自治省消防庁では、さらに消防に対する正しい理解と認識を深め、皆様の防災意識の高揚、ひいては地域ぐるみの防災体制

の確立に資することを目的として、昭和62年より11月9日を「119番の日」としております。

毎年この日には、各地の消防本部で、消防施設の見学会、防火教室、消防音楽隊による防火PRパレード等各種の行事を催しているところでもあります。

是非、皆様にもご参加いただき、消防をより身近に感じてくださるようお願いいたします。

ところで、「119番の日」は、皆様と消防の結

びつきを象徴するダイヤルナンバーにちなんだものですが、正しい119番通報とは、どのようなものかご存じでしょうか。

消火活動や救急救助活動は、1分、1秒を争う時間との勝負です。消防本部では、通報によって、最も近い消防署から消防車、救急車等の車両のうち最も適切な車両をただちに出動させます。

もし慌てて、場所等を正しく伝えられなければ、消防車両等の現場への到着が遅れてしまい、被害が拡大し大惨事となることや助かるはずの命が助からなくなる場合もあります。

また、携帯電話等からの119番通報は、一部の地域で使用できないことがありますので、この場合、お近くの公衆電話等から通報願います。

なお、携帯電話等は、通報地点と異なる近隣地域の消防機関につながることもありますので、つながったら現在地及びその携帯電話番号を正確にお伝え願います。

加えて、消防本部から通報内容について再度照会する場合もありますので、通報後は、しばらくの間、通報に用いた携帯電話等の電源を切らないようお願いします。

皆様の正しい119番通報が、迅速・的確な消防活動につながるのです。「私は、火事や事故を絶対おこさないから必要ない。」とか、「慌てないで通報できるから大丈夫。」といった過信は禁物です。

災害は、いつ、どこで起こるかわかりません。自宅が燃えていたり、家族がケガや急病をしたりすると気が動転して、落ちついて正確に119番通報ができなくなることも案外多いものです。

事実、火事の時に自宅の住所が言えなかったり、急ぐあまり正確に言えなかった通報もたくさんあります。

119番通報で大切なことは、次の4点です。いざという時に備え、電話機のそばに自宅の場所の説明の仕方や電話番号などの必要事項を書いたメモを貼っておくなど、ふだんから落ちついて正確な通報ができるように心がけてください。

- 1 火災・救急の別
「火事です。」又は「救急です。」とはっきり言う。
- 2 場所
住所は正しく、くわしく。
目印になる店の名前なども言い、わかりやすく場所を伝える。
- 3 火災・事故等の状況
火災・事故等の状況を正確にわかりやすく言う。
- 4 通報者の氏名・連絡先
「私の名前は、 です。電話番号は、 - です（特に携帯電話等からの通報の場合はその旨を伝える。）」と通報者を明らかにする。

住宅防火対策の推進《住宅防火診断》

(予 防 課)

全国では毎年およそ2,000人の方が火災で亡くなっていますが、そのうちおよそ1,000人は住宅から発生した火災で亡くなっています。住宅火災によって亡くなる方の中では特に高齢者の割合が高く、平成8年中においては、過半数が65歳以上の方で占めています。また、これからの日本の社会において、さらに高齢化と核家族化が進むことにより、一人暮らしの高齢者が

増えていくことが予想されることから、住宅火災による死者の急増が懸念されるところであります。

このことから、消防庁では、住宅火災による死者の発生を防止する施策を「住宅防火」と命名し、平成3年に策定した「住宅防火対策推進に係る基本方針」及び平成8年に策定した「後期5ヶ年における住宅防火対策のあり方」に基

づき高齢者を中心とした住宅防火対策を積極的に推進しています。

住宅防火診断とは

住宅防火診断は、住宅防火対策の一環として実施しているもので、現在の家族構成、火気使用設備の管理状況、内装等の不燃化・防炎化、住宅用火災警報器・住宅用消火器等の設置状況などをパソコンに入力することによって火災による危険性を「あんしん度」という数値で評価するものです。

あんしん度とは、「防火対策を何も行っていない場合」と比べて火災による死者を減らすことのできる効果を百分率(%)で表したものであり、これを見ることよって、危険を減らすために有効な防火対策を選ぶ目安とす

ることができます。

住宅防火診断の受け方

住宅防火診断は、消防機関が高齢者世帯を中心に無料で行っています。消防署員が各家庭を訪問して、火気管理などの防火チェックを行い、簡単な質問票に記入したり、その場でパソコンを用いたりして実施します。特に、全国火災予防運動の期間中には、各消防署において様々なイベントが開催されていますので、このような機会に、ぜひ住宅防火診断を受けて、我が家の「あんしん度」を確認してみたいかがでしょうか。なお、実施方法等は各地で異なりますので詳しくは最寄りの消防署にお問い合わせ下さい。

パソコンを用いて実施した住宅防火診断結果票

住宅防火診断結果票

消防 太郎 様

あなたの家の防火診断結果は次のとおりです。
☆あなたの家の現在のあんしん度は...

○ 昼間 (AM6:00~PM6:00までの火災発生データより計算されています)

22.3%

● 夜間 (PM6:00~AM6:00までの火災発生データより計算されています)

58.8%

▼: 平均値 △: 目標値

診断日: 1998/08/02 担当者: 消防 花子
〇〇消防本部 〇〇消防署 TEL: _____

☆あなたの家に有効な家庭用防災機器等
マッチ、ライターの管理をする・ローソク、灯明、線香の管理をする・布団類を防炎・難燃にする・パジャマ、ゆかた類を防炎・難燃にする・カーテン、ジュエタン類を防炎・難燃にする・内装材、建具類を防炎・難燃にする・ガス漏れ警報器
・上記家庭用防災機器等を安全対策した場合のあんしん度

○ 昼間

74.5%

● 夜間

79.7%

☆日ごろのこころがけが大切です

- ▼ストーブやコンロ等火の側を離れる時は、必ず火を消しましょう。
- ▼石油ストーブへの給油は、確実に火が消えてからにしてください。
- ▼燃えやすいもののそばにストーブを置かないよう注意しましょう。

〈消防署からのお願い〉

11月9日から秋の火災予防運動が始まります。日頃から火の管理には十分注意して下さい。

あんしん度は、数値が高いほどみんなの家や家族があんしんってことだよ!

たき火による火災の防止

(予 防 課)

平成8年中のたき火による火災は、5,499件発生しており、これによる損害額は約21億円となっています。また、たき火で火災となった経過をみますと、空気が乾燥した風の強い日にたき火をしたため、火の粉が風により飛び火して、周囲の可燃物に燃え移り火災となったり、完全に消えたと思ったものが再び燃えだして火災となったものなどがあります。

たき火による火災の経過別出火件数ワースト3(平成8年中)

「火の粉による飛び火」	2,048件	約37%
「たき火の炎の拡大」	1,801件	約33%
「消し忘れ」	693件	約13%

これらの中には、たき火をする際に、一人ひとりが火災に対するちょっとした注意を払うことにより防ぐことができたものが見受けられます。たき火をする際は、次の事項に十分注意して、火災を起こさないようにしましょう。

たき火を始める前の注意

- ・周囲に燃えやすいものがない場所で行うこと。

- ・火災警報、強風注意報、乾燥注意報等が発令されているときは行わないこと。
- ・水バケツ、消火器等による消火の準備をすること。
- ・火災と紛らわしい煙が出ることが予想される場合は、事前に消防署に届け出ること。

たき火をしているときの注意

- ・たき火を行っている間は、その場を離れないこと。
- ・子供だけでは絶対にたき火をしない、させないこと。

たき火が終わった後の注意

- ・再び燃え出さないよう完全に火が消えたことを確認すること。

たき火はゴミや廃材を処理し、また、寒い日には心身ともに暖まるなどの効果がある一方で、ちょっとした油断や不注意から火災を引き起こす危険もあります。たき火をするときには周囲の状況に気を付け、事前の消火準備と終わった後の消火確認をしっかりと行い、たき火による火災の防止に心掛けましょう。

住民参加による防災まちづくりの推進

(防 災 課)

我が国では、戦後最大の被害をもたらした阪神・淡路大震災以降もナホトカ号に代表される油流出事故や集中豪雨、台風等の風水害など毎年のように大規模な災害や事故が相次いで発生しています。

自治省消防庁では、このような災害に備え、情報収集伝達体制の強化や緊急消防援助隊の創

設など防災対策の強化に取り組んでいます。また各地方公共団体においても防災対策の強化を図るための様々な取組みが進められています。

しかし、地域の防災力を向上させ、住民の安全を確保するためには、防災に直結する事業の実施はもちろん、まちづくりや住民生活等あらゆる面において防災の視点を盛り込み、ハ-

ド・ソフトの両面から防災に配慮した「防災まちづくり」の必要性が高まっています。

そこで、平成8年度に、この「防災まちづくり」をより一層推進するため、地方公共団体や地域のコミュニティ等における防災に関する様々な取組み、工夫、アイデアのうち特に優れたものを表彰する「防災まちづくり大賞」(自治大臣賞、消防庁長官賞他)を創設し、被表彰団体の取組み内容を分かりやすく紹介したビデオやパンフレットを配布することによって、全国に幅広く紹介し、今後、各地域において「防災まちづくり」を進めていく上での参考に供することとしました。

これまで、東京都墨田区の一寺言問(いちてらこととい)地区での「一寺言問を防災の町に

する会」の取組みや練馬区での「学校防災緑化整備事業」など、地域住民が自治体の整備事業に積極的に参加した事例などが表彰されており、地域住民の防災に対する強い意気込みが感じられます。

「防災まちづくり」への取組みについては、一部の地域では斬新なアイデアを活かした事業や活動への取組みが見受けられますが、全国的にみると必ずしも十分浸透している状況ではないと思われます。今後は、「防災まちづくり大賞」の表彰事例などを参考としつつ、地方公共団体と地域の自主的な防災組織などが連携した「防災まちづくり」への積極的な取組みが全国に広がっていくことが期待されています。

消防研究コーナー ～ 消防研究所からのお知らせ～

平成10年度第2回消防防災機器の開発等及び 消防防災科学論文募集要領

消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に寄与することを目的として、消防防災機器の改良・開発及び消防防災科学に関する論文を募集しています。

締切りは、平成10年9月30日(水)(当日消印有効)です。

詳しくは、消防の動き328号(平成10年6月号)又は、下記へお問い合わせください。

自治省 消防庁 消防研究所 庶務課
〒181 8633 東京都三鷹市中原3丁目14番1号
電話 0422 44 8331
消防研究所ホームページ <http://www.fri.go.jp/>

第46回全国消防技術者会議の開催について

消防に関する技術開発、調査研究等の成果を発表し討議等を行う「第46回全国消防技術者会議」を下記により開催しますので、ご案内いたします。

記

1 開催日

平成10年10月22日(木)、23日(金)の2日間

2 開催場所

ニッショーホール(日本消防会館)

東京都港区虎ノ門二丁目9 16

TEL. 03(3503)1486

3 会議内容

- (1) 特別講演 NHK 解説主幹 吉村秀實 氏
「災害発生時のマスコミのあり方」(仮題)
- (2) 地震防災対策をテーマとした研究発表
- (3) 消防に関する技術開発、調査研究成果、災害事例の報告書等をテーマとした研究発表
- (4) 開発・試作中機器等の展示・デモンストラーションによる発表

第1回全国消防救助シンポジウムの開催について

救急救助課

初めての全国消防救助シンポジウムを、自治省消防庁の主催により、下記のとおり開催いたします。このシンポジウムは、救助技術の研究成果及び救助活動事例の発表や意見交換等を行い、救助技術の向上を図るとともに救助隊員等相互の交流と親睦を深めることにより、救助体制の一層の充実を図ることを目的とするもので、全国の消防救助隊員や都道府県消防防災関係者等を対象としております。

記

1 開催日時

平成10年10月26日(月) 13時00分～17時10分

2 開催場所

東京都千代田区北の丸公園 2 - 1
科学技術館内「サイエンスホール」・「催物場」

3 参加対象

全国消防救助隊員、消防学校関係者、
都道府県消防防災関係者等

4 メインテーマ

「救助技術の高度化を目指して」

5 内容

「サイエンスホール」

(1) 記念講演

山本保博先生（日本医科大学救急医学科教授）により「挫滅症候群と救助」について講演が行われます。

(2) パネルディスカッション

「世界に鳴り響く日本の救助技術」をテーマに、パネラーには海外の大規模救助活動事案に国際消防救助隊員として参加した隊員が集まり、大規模災害時の救助活動などについてディスカッションを行います。

(3) 事例研究

全国の消防救助隊員や消防防災関係者から公募した事例について発表と意見交換を行います。

[催物場]

救助資機材展示、高度救助資機材実演等の行政展示を消防機関の協力を得て、10時30分から16時までを行います。

6 参加要領等について

参加者申し込みについては、すでに受け付けましたが、シンポジウム会場に余裕がある場合及び催物場には入場できます。また、参加費用は無料です。

7 その他

参加要領等の詳細については、「第1回全国消防救助シンポジウムの開催及び事例研究発表の募集について」（平成10年8月4日付け消防救第169号消防庁救急救助課長）を参照して下さい。

最近の行事から

平成10年度防災功労者内閣総理大臣表彰について

総務課

平成10年防災功労者内閣総理大臣表彰が、去る9月2日(水)午後12:00分から総理大臣官邸において、内閣総理大臣をはじめ、多数のご臨席のもと盛大に挙行されました。

今回受賞された方々は、毎年9月1日の「防災の日」にちなんで表彰を受けられたもので、災害の発生に際し、人命救助あるいは被害の軽減のために多大な貢献をされた団体で、今回各省庁の推薦を受けた13団体が受賞され、そのうち消防庁推薦の受賞者は5団体でした。

式典では初めに小淵内閣総理大臣の「あいさつ」の後、受賞団体ごとにそれぞれの表彰状が授与されました。

閉式後、記念写真の撮影及び記念パーティー

を行いその後解散となりました。

なお、消防庁推薦受賞団体は、次のとおりです。

平成10年度防災功労者内閣総理大臣表彰受賞者名簿
(消防庁推薦団体)

「集中豪雨等関係」

熊本県	菊池市消防団
	菊池広域行政事務組合消防本部
	水俣市消防団
	水俣芦北広域行政事務組合消防本部

「土石流災害関係」

鹿児島県	出水市消防団
------	--------



9月の広報テーマ

9月9日は救急の日
秋の行楽期における火災の被害防止
地震に対する日常の備え
適マーク制度の普及と理解の推進
火山災害に対する備え

お 知 ら せ

平成10年8月の通知・通達について

発 番 号	日 付	あ て 先	発信者	標 題
消防救第169号	10.8.4	各都道府県消防主管部長	救急救助課長	第1回全国消防救助シンポジウムの開催及び事例研究発表の募集について
10保安第43号 消防特第109号	10.8.12	関係都道府県石油コンビナート等防災主管部長	通産省環境局地局 保安課長 特殊災害室長	石油コンビナート等特別防災区域の変更等に係る防災体制について（通知）

テレビによる防災キャンペーン（10月分）

ご存じですか 防災ミニ百科					
放送日	主管課	テ - マ	放送日	主管課	テ - マ
10月8日	防 災 課	防災まちづくり大賞			

編 集 後 記

9月に入って、いっきに秋めいて参りました。「平成10年8月末豪雨による災害」の被害に遭われた方々に心からお見舞申し上げますとともに、現地で懸命に救助活動等に当たられた消防職団員の方々の御苦労に対し、敬意を表します。

この度の豪雨災害では、消防庁においても、「災害対策連絡室」を設置し、関係機関との連絡を密にするとともに、現地に災害対策官を派遣するなど、情報収集及び被害状況の把握を行いました。

消防庁では、一年を通して当番制で宿日直勤務があり、全国各地で地震や大規模な災害が発生した場合、迅速的確な対応を行うため、各種の情報収集に努めるほか、消防庁職員への連絡体制の整備を確立しています。

自然災害は、人の力ではどうすることもできないことが多々ありますが、危険を予知し、回避することはできません。「災害は忘れた頃にやってくる」と言う言葉があるように、日頃から、災害に対して危機意識の高揚を図る必要があるのではないのでしょうか。

9月は台風の多い時期でもあり、もう一度、身の周りの安全を再確認し、台風災害等に備えて頂きたいと思えます。

消防庁ホームページ
<http://www.fdma.go.jp>

編 集 発 行
消 防 庁 総 務 課
〒105 8489 東京都港区虎ノ門
2丁目2番1号
TEL 03(5574)0121